

健康福祉委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第22号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

平成31年2月6日

消 防 局

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団給与条例 昭和23年1月10日条例第1号 川崎市消防団給与条例 (略)</p> <p>第4条 消防団員には、年額22,000円の報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする。</p> <p>3 第1項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。</p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円 (2) 消防自動車機関員 月額 1,000円 (3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p> <p>4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について支給する。 (略)</p>	<p>○川崎市消防団給与条例 昭和23年1月10日条例第1号 川崎市消防団給与条例 (略)</p> <p>第4条 消防団員には、年額22,000円の報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする。</p> <p>3 第1項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。</p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円 (2) 消防自動車機関員 月額 1,000円 (3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p> <p>4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から支給し、当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。 (略)</p>